

令和3年11月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年11月19日(金) 午前9時00分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)	10 番	宮本 賢一
11 番	吉田 宏明	12 番	喜田 清己
13 番	吉田 昌治	15 番	原 武信
16 番	竹内 博文	17 番	三木 洋一
18 番	石井 淑雄		

欠席委員

14 番 川田 一博

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	8件	田 畑	16,051 362	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	4件	田 畑	1,888.3	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田 畑	11,555.94 9,307.15	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	238	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	45件	田 畑	58,666 20,102	m ² m ²
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	8,596	m ² m ²

令和3年11月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より11月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案まで 合計 65件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、川田委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 17番 三木委員さんと18番 石井委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番 富木田委員さん、2番 山下委員さん、18番 石井委員さんと私で、11月18日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」8件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」8件についてご説明いたします。

1番・・・、面積535㎡外1筆計1,748㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番・・・、面積 1,080㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番・・・、面積 1,242㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が小作地の売買により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

4番・・・、面積 625㎡ 外3筆 計1,579㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

5番・・・、面積 1,130㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

6番、・・・、面積 211 m² 外10筆 計5,691 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

7番、・・・、面積 1,008 m² 外2筆 計3,581 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が小作地の売買により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

8番、・・・、面積 362 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、自家消費と販売を目的としています。

本日の案件8件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありました。第1号議案「農地法第3条許可申請」8件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」8件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 557 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 貸駐車場

申請理由 昭和49年頃から貸駐車場として利用しており、申請地の地目が農地のままであることが判明したため、その無断転用を解消するものです。

農地の区分 都市計画法により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 238 m² 外3筆 合計 607.3 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 共同住宅 3棟

申請理由 今回の申請地のうち、519番1と519番7については昭和41年に転用許可を受けてアパートを建築しておりましたが、地目変更登記を行っていなかったため、許可を受けずにアパートの敷地として利用していた外2筆と併せて申請するものです。

農地の区分 都市計画により、用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・面積194㎡ 外1筆 合計382㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 無し

転用目的 共同住宅 1棟

申請理由 毎月の安定した家賃収入を長期にわたって生活資金として確保しようと、学校やスーパーマーケットが近くにあり需要が多い当地に共同住宅を計画しました。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積342㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 無し

転用目的 住宅拡張

申請理由 現在、申請地の北側の住宅に3世代で居住しており、手狭になっている。そのため、申請人夫婦と母が居住する家を隣接地に計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

す。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第3号議案の6番については現地調査を実施しておりますので、2番 山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番の現地調査報告をさせていただきます。

6番、・・・、面積 757 m²外9筆 計3,439.14 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 花崗土採取による農地造成 用地

申請理由 ため池の補修改良工事に必要な、水を通しにくい粘土性がある「刃金土」の需要があり、本申請地周辺の花崗土は、良質でその工事に適しています。現在の事業地は、土の供給量に余裕がないことから、新規採取場が必要となり、貸し主との話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山下 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

6番につきましては、先ほどの山下 委員さんのご説明どおりで工事の予定期間は3年間を予定しております。

1番、・・・、面積 457 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い現在の居宅が手狭になったため、住宅建築を計画しました。申請地は、建築したい住宅に見合う土地であったので、所有者と交渉したところ話がまとまり、転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 902 m² 外1筆 合計1,585 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は、中讃地区を中心として不動産業を営んでおります。申請地周辺は、以前より問い合わせも多く、生活の利便性も良いため、今後も需要が見込めると判断し土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第2種中高層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

3番、・・・、面積 873 m² 外2筆 合計 2,505 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は、不動産業を営んでおり東四国支店の活動エリア内である坂出市で、宅地分譲地を探していました。申請地周辺は、宅地化が進み市道にも接していることから需要が見込めると判断し、共同住宅用地1区画を含む宅地分譲6区画を計画し、申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

4番、・・・、面積 1,049 m² 外2筆 合計 1,899 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は、坂出市で、宅地分譲地を探していたところ、申請地は、市道にも接しており地形も良いことから需要が見込めると判断。土地所有者との交渉を行い話がまとまり、共同住宅用地1区画を含む宅地分譲7区画を計画し、申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

5番、・・・、面積 1,262 m²外1筆合計 2,756 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 工場用地

申請理由 譲受人は、食品製造販売業を営んでいます。乾麺等の商品が順調に売り上げを伸ばしており増産を計画しましたが、現在の工場敷地では建物を増築するスペースがありませんでした。そこで、維持管理や配送等の効率を考慮し隣接する申請地に新たに工場を計画したところ、土地所有者との話もまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「準工業地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

7番、・・・、面積 238 m²外2筆 計 8,221.95 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 花崗土採取による農地造成 用地

申請理由 申請地は、3年間の一時転用許可を平成30年11月19日に受けて、花崗土採取を行っておりますが、昨今の経済情勢の影響もあり、事業に遅れが生じて未だに高低差がかなりあります。そのため再度、一時転用の申請を計画し、農地復元までを行うことで、貸し主との話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当するもの1筆と、農用地であるもの2筆。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

また、申請地は農用地なので、期間延長による計画変更ではなく、改めて令和4年12月末までの予定で計画しています。

なお、6番の転用申請とは30m以上離れていることにより、一体の土地開発行為とはみなさないことを、みどり保全課との協議により確認しております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

7番の案件は、転用許可要件の中に、3年間の間に進捗状況報告書の提出がありますが、進捗状況報告書は提出されていますか。

事務局長補佐

進捗状況報告書は恐らく出ていなかったと思います。

三木委員

その場合はどのように対応される予定ですか。といいますのは、当初の計画と実際に行っている工事が違うようにみえます。当初は表面の花崗土だけを取って農地造成すると申請があったと思いますが、建設残土で埋め戻しをしています。

事務局長補佐 途中で計画変更が出されておりまして、建設残土による農地造成になっています。

三木委員 進捗状況報告は許可要件として記載されていますので、なんらかの措置はとったほうがよいと思います。

事務局長補佐 手続き的に確認して、進めて参ります。

梶野委員 1番の案件は無断転用とありますが、これから、住宅を建てるわけですね。

事務局長補佐 譲受人が今回土地を買って住宅を建てるのですが、譲渡人の山本さんが、貸駐車場として無断転用しておりました。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 他に異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件につきまして原案どおり承認し、うち3件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、3番、5番、6番、7番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、11月26日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、18番 石井委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

石井委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積238㎡【議案読み上げ】

申請理由 申請地には昭和元年ごろから納屋が建っており、
農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 納屋の建築年が昭和元年と記載されてある坂出市税務課発行の評価証明書があります。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま石井委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 第4号議案「非農地証明願」1件については、先ほどの石井委員さんのご説明通りです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

- 会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
- 各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり
- 会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」45件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」45件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が14件、更新が13件、再設定が18件で、そのうち農地機構を通じた貸借が29件となっております。
以上、農用地利用集積計画書45件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。
以上です。
- 会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」45件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
- 梶野委員 議案の前半はそうでもないですが、後半は無償で貸していますね。無償がいけないわけではありませんが、所有者の方は、無償でも使ってくれればいいということなのではないでしょうか。
- 会長職務代理 35番の農事組合法人は共同作業でやっていますので、自分達の土地を耕作しています。そのため無償ですね。
貸し借りは双方の話し合いですので、農業委員会としては介入できないと思いますが、無償というのは残念ですね。他にありませんか。
- 各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり
- 会長職務代理 他にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」45件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。
続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。
事務局の説明を求めます。
- 事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。
1番、・・・、面積638㎡【議案読み上げ】

解約理由 労力不足
備考 永小作権の解消

2番、・・・、面積 862 m²外 1筆 計 1,748 m²【議案読み上げ】

解約理由 売買目的
本件は第1号議案1番と関連しています
備考 利用権 使用貸借権の解消

3番、・・・、面積 1,008 m² 外 2筆 計 3,581 m²【議案読み上げ】

解約理由 売買目的
本件は第1号議案7番と関連しています
備考 利用権 賃借権の解消

4番、・・・、面積 1,130 m²【議案読み上げ】

解約理由 売買目的
本件は第1号議案5番と関連しています
備考 利用権 期間使用貸借権の解消

5番、・・・、面積 1,499 m²【議案読み上げ】

解約理由 労力不足
備考 利用権 使用貸借権の解消
以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 合意解約が提出された場合、農地機構を紹介しているのでしょうか。

事務局書記 1番につきましては、しばらくはご本人さんが管理されるということです。地元の農業委員さんが農地機構を紹介していただいています。

5番につきましては、農地機構を通して貸すということで、話しを進めているところです。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 (委員による確認)
【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これもちまして 11 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了